



正しく出して資源化へ

野木町では①飲料用のびん・缶、②飲料用・調味料用のペットボトル、③古紙（新聞紙・段ボール・雑誌・雑紙等）、④古布（衣類・カーテン・毛布・シーツ等の中でも羽毛やわたを含まず、破れや汚れがないもの）を資源物として回収しております。町内全域で月に2回これらを収集しておりますが、時折ルールに反した方法で排出されていることがあります。今一度正しい出し方ができているか確認してみましょう。



①びん・缶(飲料用)

- ・中身を流水でゆすぐ
- ・びんのフタは外す
- ・収集日にオレンジのコンテナに入れる



②ペットボトル(飲料・調味料用)

- ・中身を流水でゆすぐ
- ・ラベルとキャップを外す
- ・収集日に青のコンテナに入れる



中身を洗わずに排出されたペットボトル

よく見られるルール違反



- ・中身が洗われていない状態のびん・缶・ペットボトル
→残留物があると再資源化の妨げになります。必ず洗ってから出してください。
- ・ラベルやキャップがついたままのペットボトル
→ペットボトルのラベルとキャップはプラ容器です。外して排出してください。
- ・ビニール袋に入れた状態での排出
→コンテナに入りきらない場合以外、必ずコンテナに排出してください。



③古紙 ④古布

- ・新聞紙、雑誌、雑紙、衣類など種類ごとに分けてひもで縛る
- ・収集日にコンテナの脇に置く
- ・雨の日は濡れないようにビニール袋へ
- ・雑紙はひもで縛れない場合、紙袋や封筒に入れた状態でひもで結んでも可



コンテナに排出された新聞紙

よく見られるルール違反



- ・コンテナへの排出
→コンテナはびん・缶、ペットボトル専用です。
- ・ビニール袋に入れた状態での排出
→雨の日およびシュレッダー紙以外はビニール袋での排出はできません。
- ・段ボールを解体せずにそのままの状態での排出
→段ボールは解体して折りたたんだ状態で、段ボールだけでひもで縛ってください。
- ・古紙をガムテープで束ねる
→ガムテープは紙の物もありますが、糊がついているため再資源化の妨げになります。